

令和7年第1回琴浦町教育委員会

会議の概要

日 時	令和7年1月23日(木)13:30～15:20
場 所	琴浦町役場本庁舎 防災会議室
出席委員	森田澄恵委員、黒松悟司委員、鍛川智恵委員、吉川公一委員 河原裕司教育長
説明等のため 出席した者	桑本教育総務課長兼学校給食センター長、山根社会教育課長 三好人権・同和教育課長、岸田和久参事兼指導主事、福島参事兼指導主事
傍聴人	なし

日 程

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の指名 (森田澄恵委員、鍛川智恵委員)
- 3 教育長あいさつ
- 4 各課報告
- 5 議案
議案第1号 令和6年度補正予算要求(1号補正)について
- 6 協議事項
(1) 地区公民館の現状と今後のあり方について
- 7 その他
(1) 令和7年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の推薦について
(2) 計画訪問について
(3) 学校公開について
(4) 卒業式・入学式の日程及び告辞割り当てについて
(5) 生徒指導報告について
(6) 市町村教育委員会委員・教育長等研修会について
- 7 閉 会

会議の要旨

	(開会) 13:30
教育長	令和7年第1回定例会を開会します。
教育長	議事録署名委員を森田委員と鍛川委員にお願いします。
教育長	(教育長あいさつ)
教育長 教育総務課長	各課からの報告を教育総務課から順次お願いします。 (資料により報告) ・ 校区外・区域外就学の承認について ・ 就学援助の認定について ・ 中学生国際交流事業について

社会教育課長	(資料により報告) ・安田地区公民館のつどいの開催について
人権・同和教育課長	(資料により報告) ・琴浦町人権・同和教育推進協議会 人権啓発事業の開催について 2月4日の校長会にて、学校の人権教育に係る意見交換会を企画している ので委員にお知らせします。
教育長	各課からの報告についてご質問等はありませんか。 意見交換会については、人権教育に関して校長会での意見を次年度につ なげたい。定期的に実施を考えています。人権同和教育課、文化センター、 学校長で人権教育をどのように進めていくのか、考えをまとめるよい機会 としたい。
教育委員	(特になし)
教育長	議事に移ります。 議案第1号「令和6年度補正予算要求(1号補正)について」の説明を お願いします。
教育総務課長	(資料により説明)
教育長	ご質問等ありますか。
教育委員	(なし)
教育長	承認してよいですか。
教育委員	(承認)
教育長	協議事項に移ります。 「地区公民館の現状と今後のあり方について」ですが、教育委員会とし ての考え方を整理して、総合教育会議で議論するための方向性をまとめた と考えています。担当課よりまずはこれまでの経過について説明をお願い します。
社会教育課長	(資料により説明)
教育長	経過について担当課長より説明がありましたが、ご質問はありますか。
教育委員	古布庄、安田、以西の3地区で協議会ができており、成美地区公民館で は、地域主体の協議会を立ち上げるように活動してきたと思っています。 現在、成美地区では、協議会の立ち上げに向かっているように見えないが、 どうなっていますか。
社会教育課長	成美地区は、以前まちづくりセンター化を視野に体制の見直しや話し合 いをしていました。改めて地域で検討した中で、公民館運営協議会(以下 「公運協」)の委員と集落支援員が中心となった形で地域の新たな活動をし ています。現時点では、公民館の活動を広げる形ですめています。
教育委員	公民館活動を強化していくのも一つの方法です。地域の実態にそって進

教育委員

めていくのはよい方向だと思います。

以前は、まちづくりセンター化を全地区で推進していたが、地域の差があった。地域運営組織が必要と機運の高まった地区は、その流れに持っていく。町が全地区で地域運営組織の立ち上げを目指しているわけではないということですね。

教育長

地域運営組織の立ち上げが必要でないのであれば、それでもよい。ゴールは様々な形があると考えます。

教育委員

これまで、勤務もあり地域活動と関わりが少なかった。公民館事業が地域に根付いていることをあらためて知りました。公運協は9地区にあるのですか。

教育長

公民館条例では、公運協を置くとなっています。昨年、地域運営組織条例を制定する際に一部改正し、任意設置の規定とするように議会に諮りましたが、その部分が修正されました。このたび、しっかりと教育委員会で協議したい。

教育委員

八橋地区は公運協が主体となっています。地区の現状にあわせて対応するのがよいと思います。

教育長

現在の公運協の状況について説明をお願いします。

社会教育課長

(資料により説明)

地域運営組織条例を整備するにあたり、協議会が公運協の役割を持てると判断して任意設置の規定に改正するよう上程しました。その後、議会での修正動議により削除されました。このため、公民館条例では、現在、これまでどおり公運協を置く規定になっています。

古布庄、安田、以西の3地区では、公民館の職員が協議会の事務局として関わっています。古布庄、安田地区については、協議会の役員を公運協の委員として重複して選任しています。以西地区については、現時点では公運協の委員を選任していない状況です。

古布庄地区は、協議会の役員会と公運協の会議を兼ねて実施しています。安田地区は、協議会の役員会と公運協の会議を別々に開催しており、議題の重複もあり、役員負担が生じている実態があります。

公民館と地域運営組織が協働して事業を行っている実態のなか、会議が重複して負担が増えている地区もあります。

教育委員

同じ議題を2回協議するのは負担があります。以西地区は協議会で活動内容を議論している。議員の修正動議の提案理由で、なぜ社会教育が後退がするのか不明です。

教育委員

協議会のある3地区とない地区では状況が違います。ないところは公運協があってしかるべきですが、協議会があるところは、そこで重要な内容を決めることができる。「置くことができる。」にすれば、最終的に地域で判断でき、地域の考えが尊重されるものと考えます。

教育委員

なぜ議員がそう思ったのかわからない。地区の考えをもって置かないとした地区もある。地域の判断を尊重できる形がよい。議題が重複するのは

教育委員

自分もよいとは思えません。

議員提案の「活動が阻害される・」という文言が、腑に落ちない。実態に即して、置くことができる規定にて柔軟な対応が可能となる地域の形にしたほうがよいと考えます。

教育長
社会教育課長

今後のあり方について説明をお願いします。

(資料により説明)

公運協は、公民館活動の審議だけでなく区長とも連携して活動しています。この1年を振り返って、地域運営組織がある地区においても、適切に社会教育活動が推進されています。公民館職員が配置され、地域運営組織にも関わっています。地域運営組織の体制をもって、公民館事業の審議の場と認めることができると判断しています。各地区の実態はそれぞれであり、事務局としては、その考え方を尊重し、公民館条例の改正を行っていくよう考えています。

教育長

3月議会での条例改正を考えています。地域運営組織において公民館事業、社会教育活動の審議が可能であれば、その役割を兼ねることができるよう改正を考えています。

教育委員

社会教育法は、公運協を「置く。」から「置くことができる。」に改正されています。公民館条例は、社会教育法を尊重して、つくられるもの。本来であれば、平成11年の改正に伴って、条例改正がなされるものであったと思います。このあたりを説明してほしいです。

教育委員

地域運営組織は、公民館活動に加え、地域活性化を行うものと考えている。地域運営組織条例の第3条では、地域づくりだけが記載されている。倉吉がコミュニティーセンターになった際の条例では、社会教育法22条の活動も明記されている。このような形もあると考えました。

教育長

倉吉市もコミュニティーセンターに変わったことで、町長部局が主管課になりました。琴浦町は、主管課が社会教育課であり、社会教育の衰退はないものと考えています。この点は他の市町と違う点です。

教育委員

これから先、地域運営組織の力が弱くなったときに公民館という組織があったほうがよいと思います。そうなったときに公運協の設置についてはできる規定となっていたほうがよいと考えます。

教育委員

1年間地域運営組織の活動を見てきた経過があります。公運協がなくても地域活動が活発に行われている現状があります。それを説明されれば問題ないと思います。

教育長

公運協の役割は協議会が担うことができる点をしっかりと伝えていき、公民館条例の改正に向かう方向で整理していきます。

教育長

その他の項目に移ります。

「令和7年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の推薦について」説明をお願いします。

指導主事

(資料により説明)

教育委員	(承認)
教育長	「計画訪問について」説明をお願いします。
指導主事	(資料により説明)
教育長	委員からのご意見を踏まえ、訪問案を提案しました。ご質問、ご意見等ありますか。
教育委員	こども園については、毎年行く必要があると聞いていましたが、行かなくてよいですか。
教育総務課長	当時、幼保連携となったタイミングで教育委員会に計画訪問の依頼がありました。こども園の担当部署と協議しましたが必須ではないと確認しています。
教育長	来年度はこの形を校長会に提案していきます。
教育長	「学校公開について」説明をお願いします。
指導主事	(資料により説明)
教育長	地域の方の関わりが増えている実態がある中で、1回は学校を見てもらう機会を設けようということで計画しました。このようにすすめていきます。
教育長	「卒業式・入学式の日程及び告示割り当てについて」説明をお願いします。
指導主事	(資料により説明)
教育長	「生徒指導報告について」の説明をお願いします。
指導主事	(資料により説明)
教育長	「市町村教育委員会委員・教育長等研修会について」の説明をお願いします。
事務局	例年2月に実施されている研修会の案内がきています。内容は資料のとおりです。別途出欠のとりまとめを行います。
教育長	本日の委員会は以上で閉会とします。 (閉会) 15:20

令和7年第1回琴浦町教育委員会の内容を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

署 名

署 名